

告示

埼玉県告示第四百七十七号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。
令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称	免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途
	五〇 トリッ	09F035172	一	農業
	有効期間		令和六年六月一日 〜 令和七年五月三十一日	
	免税証を交付した事務所		亡失年月日	
埼玉県熊谷市池上818番地1 新井吉蔵商店		埼玉県熊谷県税事務所		令和七年六月二日